

橋本市病院事業管理規程第3号

橋本市病院事業職員の名称に関する規程の一部を改正する規程を、
別紙のとおり定める。

令和5年4月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健



橋本市病院事業職員の名称に関する規程の一部を改正する規程

橋本市病院事業職員の名称に関する規程(平成18年橋本市病院事業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線である。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
職名	職種	職名	職種
略	略	略	略
技術職員	医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、管理栄養士、歯科技工士、臨床工学技士、助産師、看護師、 <u>准看護師、一般技術員</u>	技術職員	医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、管理栄養士、歯科技工士、臨床工学技士、助産師、看護師、 <u>准看護師</u>
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
職名	補職名	職名	補職名
略	略	略	略
技術職員	病院長、病院長代理、副病院長、 <u>事務局長</u> 、部長、 <u>参事、次長</u> 、センター長、所長、副部長、医長、師長、 <u>薬剤部長</u> 、技師長、 <u>課長</u> 、室長、 <u>主幹</u> 、副医長、副師長、 <u>副技師長</u> 、 <u>課長補佐</u> 、 <u>係長</u> 、主任、指導員、医師、薬剤師、技師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、管理栄養士、歯科技工士、臨床工学技士、助産師、看護師、 <u>准看護師</u> 、 <u>主査</u> 、 <u>副主査</u> 、 <u>主事</u>	技術職員	病院長、病院長代理、副病院長、部長、センター長、所長、副部長、医長、師長、 <u>薬剤部長</u> 、技師長、室長、副医長、副師長、 <u>副技師長</u> 、主任、指導員、医師、 <u>薬剤師</u> 、 <u>技師</u> 、 <u>理学療法士</u> 、 <u>言語聴覚士</u> 、 <u>作業療法士</u> 、 <u>管理栄養士</u> 、 <u>歯科技工士</u> 、 <u>臨床工学技士</u> 、 <u>助産師</u> 、 <u>看護師</u> 、 <u>准看護師</u>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。